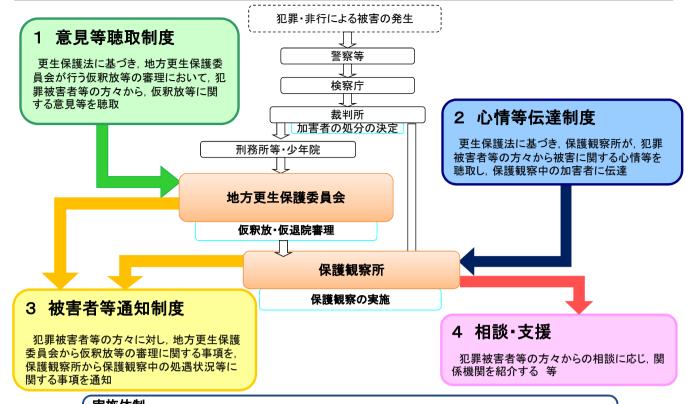
更生保護における犯罪被害者等施策について

更生保護における犯罪被害者等施策



実施体制

- ・全国に50庁ある保護観察所に、被害者担当官及び被害者担当保護司を配置
- ・被害者担当官及び被害者担当保護司は保護観察事件及び生活環境調整事件を担当しない

更生保護における犯罪被害者等施策① ~意見等聴取制度~

概要

- 被害者等からの申出により、仮釈放・仮退院の審理において、被害者等から仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を聴取し、仮釈放・仮退院を許すか否かの判断や、仮釈放・仮退院を許す場合における特別遵守事項の決定に当たって考慮
- 仮釈放・仮退院になった場合には、被害者等からの仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を保護観察の実施に当たって考慮

対象

加害者の仮釈放・仮退院の審理が開始された被害者等(※)

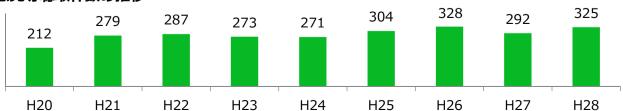
- (※) 仮釈放・仮退院の審理の対象となっている加害者の犯罪等により
 - ① 被害を受けた者
 - ② 被害を受けた者の法定代理人
 - ③ 被害を受けた者が亡くなった場合又はその心身に重大な故障(病気やけがなど)がある場合におけるその配偶者,直系親族又は兄弟姉妹

実施方法

以下のいずれかの方法による

- ① 地方更生保護委員会委員が,被害者等から直接聴取
- ② 被害者等が, 意見等を記載した書面を提出
- ③ 地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官が、被害者等から意見等を録取

○意見等聴取件数の推移



- (注) 1 保護局調査による。
 - 2 委員による聴取,書面,観察官による録取を合算した件数である。

更生保護における犯罪被害者等施策② ~心情等伝達制度~

概要

被害者等からの申出により、被害に関する心情、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、保護観察中の加害者に伝えるもの。

保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深め させるよう指導監督を行う。

対象

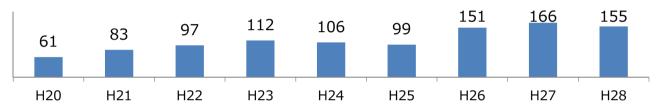
加害者が保護観察中である被害者等(※)

- (※) 加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等により
 - ① 被害を受けた者
 - ② 被害を受けた者の法定代理人
 - ③ 被害を受けた者が亡くなった場合又はその心身に重大な故障(病気やけがなど)がある場合における その配偶者,直系親族又は兄弟姉妹

実施方法

○ 被害者担当官が被害者等から心情等を聴取し、その内容を記載した書面を作成○ 保護観察事件を担当する保護観察官が、加害者の面前で、被害者等から聴取した○ 心情等の内容を記載した書面を朗読

〇心情等伝達件数の推移



- (注) 1 保護局調査による。
 - 2 同一の被害者等からの心情等を複数回にわたって保護観察対象者に伝達した場合には、それぞれ計上している(重複計上あり)。

更生保護における犯罪被害者等施策③ ~被害者等通知制度~

概要

通知希望の申出があった犯罪被害者等に対し,

- 地方更生保護委員会からは加害者の仮釈放・仮退院の審理に関する事項を通知
- 保護観察所からは加害者の保護観察中の処遇状況等に関する事項を通知
 - ※ 加害者の刑務所における処遇の状況等については、検察官から通知
 - ※ 加害者の少年院における処遇の状況等については、少年院の長から通知

通知対象

加害者が刑事処分 となった場合 → 加害者が保護処分 となった場合 →

- ① 被害を受けた者
- ② 被害を受けた者の親族やこれに準ずる者(例:内縁の配偶者や婚約者)
- ③ 弁護士である①~②の代理人
- ① 被害を受けた者
- ② 被害を受けた者の法定代理人
- ③ 被害を受けた者が亡くなった場合又はその心身に重大な故障(病気やけがなど)がある場合におけるその配偶者,直系親族又は兄弟姉妹
- ④ ①~③の者から委託を受けた弁護士

通知 内容

- 仮釈放・仮退院の審理開始・審理結果に関する事項
- 保護観察の開始・終了に関する事項
- 保護観察中の処遇状況に関する事項

〇被害者等通知件数の推移 10,288 11,265 12,089 9,273 8,505 7,756 6,463 4,785 2,870 H20 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 (注) 1 保護局調査による。

2 同一の加害者に係る処遇状況等を複数回にわたって通知した場合には、それぞれ計上している(重複計上あり)。

更生保護における犯罪被害者等施策④ ~相談・支援~

概要

犯罪被害者等からの相談に応じ, 関係機関の紹介等を行うもの。

対象

被害者等やその親族及びこれに準ずる者(例:内縁の配偶者や婚約者)

内 突

- 被害者等からの悩み,不安等を傾聴し,相談に応じる。
- 関係機関等を紹介し、関係機関等への連絡や相談を補助し、その円滑な利用を支援する。
- 被害者等のための各種制度や刑事手続の内容を説明し、必要に応じ情報を提供する。

〇相談・支援件数の推移



- (注) 1 保護局調査による。
 - 2 同一の被害者等に対して,複数回にわたって相談・支援を実施した場合には,それぞれ計上している(重複計上あり)。

【参照条文】

更生保護法(平成19年法律第88号)〔抄〕

(被害者等の意見等の聴取)

- 第38条 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに関する審理を行うに当たり、法務省令で定めるところにより、<u>被害者等</u>(審理対象者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者(以下この項において「被害者」という。)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項において同じ。)から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び被害に関する心情(以下この条において「意見等」という。)を述べたい旨の申出があったときは、当該意見等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。
- 2 地方委員会は、被害者等の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、前項の申出の受理に関する事務及び同項の意見等の聴取を円滑に実施するための事務を嘱託することができる。

(準用)

第42条 第35条から第38条まで、第39条第2項から第5項まで及び第四十条の規定は、少年にからの仮退院について準用する。この場合において、第35条第1項中「前条」とあるのは「少年院法第135条」と、第38条第1項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と読み替えるものとする。

(被害者等の心情等の伝達)

- 第65条 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、<u>保護観察対象者について、被害者等</u> (当該保護観察対象者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者(以下この項において「被害者」という。)又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。) <u>から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見</u>(以下この条において「心情等」という。) <u>の伝達の申出があったときは、当該心情等を聴取し、当該保護観察対象者に伝達するものとする。</u>ただし、その伝達をすることが当該保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。
- 2 保護観察所の長は、被害者等の居住地を管轄する他の保護観察所の長に対し、前項の申出の受理及び心情等の聴取に関する事務を嘱託することができる。この場合において、同項ただし書の規定により当該保護観察所の長が心情等の伝達をしないこととするときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聴かなければならない。